

令和7年度 第2回
東京都動物由来感染症検討会
会議録

令和8年3月5日
東京都保健医療局

(午後2時00分 開会)

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第2回東京都動物由来感染症検討会を開会いたします。

皆様におかれましては大変お忙しいところ、ご出席くださいますようお願いいたします。

環境保健衛生課動物愛護推進担当の葛西です。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の会議についてご案内いたします。

本日は対面及びMicrosoft TeamsによるWeb併用開催となっております。高藤委員、森田委員におかれましては、Webにてご出席いただいております。また、感染症対策部防疫担当の職員と動物愛護相談センターの職員、計7名がWebにて傍聴しております。

続きまして、資料等の確認をいたします。あらかじめ本日の資料はメールにてお送りさせていただきました。また、対面の方につきましては、お手元に議事次第、委員名簿、座席表の3点を紙にてお配りしております。そのほかの資料や参考資料につきましては、ペーパーレス取組推進のために、机上のタブレット端末に入れております。本日使用する資料は、既に端末画面に表示しております。画面を右にスワイプすると次のページを表示することができます。戻るときは左にスワイプしてください。なお、画面の左上にございます資料切替というボタンを押しますと、参考資料への切替をすることができます。また、左上の戻るボタンを押して、上に表示される資料一覧という文字を押していただきますと、過去2年分の検討会資料が表示できますので、適宜ご参考にしていただければと思います。

不足等はありませんでしょうか。ありがとうございます。

次に、Web出席の方へのお願いです。マイクは原則オフにいただき、ご発言いただく際には挙手していただきまして、マイクをオンにしてご発言をお願いできればと存じます。

それでは、以降の議事進行につきましては、貞升座長をお願いいたします。

○貞升座長 座長を仰せつかりました健康安全研究センターの貞升でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただく前に、この会の運営について、再度、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それではご説明いたします。本検討会は原則、公開となります。また、資料及び議事録についても公開することとなっておりますので、あらかじめご承知ください。

この会議につきましては、ホームページにて会議の案内を告知しておりますが、本日ににつきましては、一般の傍聴希望の方はいませんでした。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

それでは早速、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議題1、令和7年度動物由来感染症調査実施結果について、中間報告でございますが、その1から4までの事項について事務局からのご報告を受け、委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思います。

それでは、事務局から調査結果についてご説明をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、資料に沿って、まず、令和7年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査実施結果についてご説明いたします。

資料は、資料1-1と1-2になります。

まず資料1-1が、動物取扱業の「販売」、いわゆるペットショップにおける調査結果です。調査は7月から10月の間に、都内で「販売」の登録を受けている第一種動物取扱業者のうち8施設を対象とし、そこで販売されている犬52頭、猫22頭、合計74頭について病原体保有実態調査を行いました。

内訳の詳細については、資料をご覧くださいと思います。

検査項目と検査方法についてですが、まず、飼養実態調査につきましては、飼養状況についてペットショップの従業員から聞き取りを行いました。

次に、病原体保有状況調査ですが、検査項目、検査方法については、表1にお示ししたとおりです。

次のページに進んでいただきまして、5番の実施機関ですが、検体の検査は健康安全研究センターにて実施しております。

6番の結果です。調査した8施設の飼養管理状況が表2にお示ししたとおりになります。施設Cの定期的なシャンプーの項目が×となっておりますが、こちらは体が汚れてしまったときですとか、必要であれば都度、実施すると聞き取っております。

また、同じく施設Cの飼養施設の点検記録について、×になっておりますけれども、こちらは当日の清掃状況はホワイトボードでチェックを記入する形式となっております、記録の保管がされていなかったために指導しております。

施設Fの体調異常の項目が○となっておりますが、こちら、下の米印にも記載させていただいておりますが、こちらの調査の対象ではない同居の成犬において粘液便が1回確認されたため、○としていると聞き取っております。

次のページに進んでいただきまして、(2)の病原体保有状況調査ですけれども、まず、表3が糞便検査の結果です。表にありますとおり、毒素原性大腸菌（E T E C）、病原血清型大腸菌（E P E C）、あとは糞線虫、ジアルジアが検出されております。

続いて被毛の検査結果ですが、表4のとおり犬で10検体、猫で9検体から皮膚糸状菌が検出されております。

次のページに進んでいただきまして、施設別の検査結果です。表5には犬、表6に猫の施設別の検査結果をお示ししております。

表5、犬の検査結果では、毒素原性大腸菌や病原血清型大腸菌、糞線虫、皮膚糸状菌、ジアルジアについては、C型とD型が検出されております。施設Fでは全頭でジアルジアが検出される結果となっております。こちらの施設Fにつきましては、2ページ前の表2にも記載がございますけれども、自家繁殖で群管理をしている施設になりまして、同居犬を含めて駆虫治療を実施していただいております。

表6、猫の結果ですけれども、病原血清型大腸菌、皮膚糸状菌が検出されております。

(3)の陽性個体への対応状況ですけれども、これらが確認された各施設におきましては、動物愛護相談センターから必要に応じてかかりつけ獣医師に診察や治療などの相談を行うように口頭で指導を行っております。あわせて、検出された細菌や寄生虫の特徴などを記載した文書も配付してございまして、再検査についても案内しているところでございます。今年度、再検査につきましては、施設Dにおいて病原血清型大腸菌が検出された個体について、抗菌薬による治療後に再検査を実施いたしまして陰性を確認しております。

以上が資料1-1に関する説明となります。

次のページに移っていただきまして、資料1-2をご説明いたします。

こちらは、動物取扱業の種別「展示」における調査結果となります。

調査対象は、動物園のふれあい展示に供されている動物のうちで、過去の調査で病原体の検出率が高い反芻動物や豚としております。

今年度は動物園Aにおきまして、ふれあい展示に供されているヒツジ2頭、ヤギ2頭の糞便を対象として調査を行いました。

調査期間、調査項目及び検査方法につきましては資料に記載のとおりです。

6番の実施機関ですが、こちらも健康安全研究センターにて検査しております。

次のページに進んでいただきまして、7番の結果についてです。表2-1のとおり、対象動物全てにおいて、調査対象の病原体は分離されませんでした。

また、次のページに移っていただきまして、8番の調査結果への対応についてです。全ての動物で陰性となりましたため、治療や再検査などの対応はございませんでした。陽性結果が出た場合は、厚生労働省のガイドライン等に基づき、対応を行う計画となっております。

続きまして、9番、動物園における動物と接触する人に対する注意喚起についてです。日常的に実施している注意喚起や施設の状況を確認しております。ふれあい広場近くに手洗い場がありまして、小さな子供でも容易に手洗いができるように踏み台が設置されていまして、ハンドソープや消毒用アルコールも十分量用意していたほか、利用者への手洗いを促すポスターが掲示されていることも確認しております。

動物取扱業の調査については以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

資料1-1の説明と資料1-2の説明がございました。ペットショップと動物園Aにおける検査結果、調査結果です。ペットショップに関しましては、ジアルジアと皮膚糸

状菌が採れているというところがございますが、それに関しましては、治療まで進められているということ。動物園Aに関しましては、ETEC等の病原体は出ていないというところがございますが、ご質問、コメント等、先生方からいかがでしょうか。

高藤先生、どうぞ。

○高藤委員 よろしくお願いたします。東京都獣医師会の高藤です。

1-1の販売されているわんちゃんや猫ちゃんなのですけれども、子犬という認識なのですけれども、年齢、月齢なんかはどれくらいの範囲にいる犬猫なのかということと、オークションやブリーダーさんから子犬たちって来ているかと思うのですが、その施設に、どれくらいの期間いるのかということが気になったのですけれども、その辺のところは分かっていますでしょうか。

○貞升座長 いかがでしょうか。販売されているということで、多分若年かなというのは思うのですけど、その辺の資料はございますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 大半の対象の動物は、やはり販売用の個体ということで子犬ですとか子猫という形になります。表2におきまして、導入元ですとかもお聞きしているところではあるのですけれども、どこで入ってくるのかというのは、そこまでは、この検査結果だけではなかなか難しいところではあります。

○高藤委員 ありがとうございます。要するにそのペットショップさんなのか、その販売施設に来てどれくらいたって検体が採取されたものなのかということがちょっと気になったので、すぐ来て採取しているのか、僕はペットショップさんに犬や猫がどれくらいいるのかというのは分からないのですけれども、長い期間いるのか、その辺のところ、特に若い個体ならば、ある程度というか、推測もできるのかなと思ったので、もしそういう記録ができるのならばしたほうがいいのかなと思って質問させていただきました。

○貞升座長 ありがとうございます。

事務局から何か追加はございますか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 導入時期というのも調査の中でお聞きはしているところですが、施設によっていろいろではあるのですが、長いので施設に来てから半年ですとか、短いと1か月とかというところで、施設によって異なるところがございます。

○貞升座長 長くて半年、短くて1か月ということですけど、これ、研究科のほうで皮膚糸状菌あるいはジアルジアに関して、大体どれくらいいけば感染というようなデータとか、何かありますか。なかなか難しいかなと思うのですけど、もし何かご意見があれば、多分、データとしてはないかなとちょっと推測するのですけど、いかがでしょうか。

○健康安全研究センター微生物部食品微生物研究科主任研究員 皮膚糸状菌に関しては、サンプルが、毛の量が毎回違いますので、出ている数が多い、少ないというのは、ちょっとなかなか言えないところですね。どのくらいの数がいれば感染するかというのも、ちょっと文献上、あまり見たことがないので分かりません。

○貞升座長 ありがとうございます。

 ジアルジアに関して、どうですか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 どれぐらいの期間で感染するかというのは、実際難しいところがあると思うのですけれども、この資料にあった施設のFが一番高率に出ていて、飼育の方法が違うというお話があったのですけれども、その他でも、AとかBとかEというと、大体半分以上検出されているところは、Fとは管理の方法が違うようですので、ちょっと一概には言えないところがあって難しいかなとは思っています。

○貞升座長 感染期間としては、短くとも数週間ぐらいあれば、多分感染が成立するかなという感じはしますけど。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 ちょっとはっきりした数字とかは分からないと思いますが。

○貞升座長 今、森科長からご説明があったように、Fだけちょっと特殊で、自家繁殖ということなので、そういった意味では、ここは少し考えるところがあるかもしれませんが、ほかのところは結構ばらついているので、どこで感染したかどうかが分からないというところがあるのですが、自家繁殖に関しては、少し気になるところは確かにあるかなと思います。

 ほかに先生方、いかがでしょうか。

 それでは、また後ほどでも構いませんので、先に進めさせていただきたいと思います。

 それでは、次の調査についてよろしくお願ひします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、資料2の令和7年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業結果についてご説明いたします。

 このモニタリング事業は、モニタリング調査とサンプリング調査の2本立てで構成されておりまして、都内の動物病院のご協力をいただいて、あらかじめ指定した動物由来感染症の発生状況を把握し、啓発などに活用することを目的としています。

 2番に事業概要のフロー図がございますが、事業の一部は東京都獣医師会に委託して行っています。また、検査につきましては、民間の検査機関と必要に応じて健康安全研究センターで実施しております。

 まず、モニタリング調査からご説明いたします。

 実施期間などは資料のとおりです。

 調査対象は表のとおりですけれども、犬と猫で一番下の1行が異なっておりまして、犬では犬ブルセラ症、猫ではトキソプラズマ症を対象としております。

 調査方法ですが、東京都獣医師会にご指定いただきました動物病院20病院におきまして、月ごとの診察頭数と感染していると診断した頭数の報告を受けるという方法で行っています。

 次のページに移っていただきまして、サンプリング調査です。

調査対象及び検体数ですが、対象とする病原体が二つございます。まず一つ目が大腸菌で、こちらは病原体定点としている6病院において、飼い主から了承を得られた犬の糞便78検体及び猫の糞便78検体、計156検体を対象としています。二つ目がSFTSウイルスで、病原体定点6病院において、犬または猫の口腔スワブ3検体、計18検体を対象としました。

あわせて、昨年度に引き続き、可能な範囲で外飼いの猫からの採取をお願いしております。

実施期間は資料のとおりです。

調査対象とする病原体及び調査方法ですが、大腸菌につきましては病原体定点の病院から検査機関に検査を依頼しまして、大腸菌が検出された場合は、健康安全研究センターに菌株を送付し、腸管出血性大腸菌と薬剤耐性大腸菌について検査を実施します。

SFTSウイルスにつきましては、健康安全研究センターに検体を動物病院から直接送付していただきまして、検査を実施しております。

3番の調査結果についてご説明いたします。

まず、(1)のモニタリング調査ですが、この調査は年度末までの実施となっておりますため、今回お示ししているものは、昨年12月末までの中間報告となります。実施頭数と内訳は資料のとおりです。区部と多摩部とで分けて記載しております。

次のページに進んでいただきまして、まず、犬の診断状況についてです。表1には内訳を記載しております。表の下のほうに総計がございまして、陽性となった項目は、皮膚糸状菌症、回虫症、コリネバクテリウム症となっております。ご参考として、令和6年度の結果もつけております。12月末時点での受診頭数は昨年度並みですけれども、皮膚糸状菌症と診断された頭数が昨年度よりも増加しております。

次のページに移っていただきまして、猫の診断状況の結果をお示ししております。猫で陽性となった項目は、皮膚糸状菌症、回虫症、コリネバクテリウム症となっております。猫では犬とは反対に、皮膚糸状菌症、回虫症と診断された頭数が昨年度より減少している様子がうかがえます。

次のページにまいります。

(2)のサンプリング調査ですが、こちらも12月末までの中間報告となります。検体数や内訳は資料のとおりです。表3が大腸菌の調査結果です。犬の総計の部分で、調査した53検体中49検体で大腸菌が分離されました。猫につきましては40検体中27検体で大腸菌が分離されました。検査機関で分離した大腸菌株につきまして、健康安全研究センターで腸管出血性大腸菌のベロ毒素遺伝子の有無を確認するとともに、薬剤感受性試験を実施しております。

まず、腸管出血性大腸菌ですけれども、表4に記載のとおり、検査した犬、猫の菌株いずれからでもベロ毒素遺伝子は検出されませんでした。

薬剤耐性菌の検出状況ですが、犬については20株、猫については6株について、薬

剤耐性菌が検出されました。

次のページ、表5に犬で検出された20株について、薬剤耐性の詳細を、またその次のページの表6に猫で検出された6株の詳細をお示ししております。

なお、この腸管出血性大腸菌と薬剤耐性菌の検出結果につきましては、ご協力いただきました動物病院に、それぞれの検体分の結果について情報提供をしております。

次に(3)がSFTSウイルスの検査結果です。検査は犬3頭、猫15頭を対象に実施しました。このうち、屋外でも活動する猫は4頭、また、屋外飼養の犬が1頭おりました。検査結果は、18検体全てでSFTSウイルス遺伝子は検出されませんでした。

以上が今年度の調査結果となります。

○貞升座長 ありがとうございます。ただいまのご説明に関しまして、ご質問、コメント等、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

犬の診断状況、猫の診断状況、それからサンプリング調査として大腸菌のEHECがあるかないか、それから薬剤耐性を見ていただいております。それから、同じくサンプリング調査としてSFTSのウイルスの検査を犬と猫でやられておりますが、いかがでしょうか。

コリネバクテリウム菌が採れているのですが、ウルセランスかどうかとかという情報はいかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 犬で1頭と猫で1頭、診断があったということで報告はいただいているのですが、ウルセランスかどうかというのは分からないという状況です。

○貞升座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、先生方。ご質問、コメント、いかがでしょうか。

中村先生、どうぞ。

○中村委員 私もコリネバクテリウムが何の種なのかは気になったのですが、もう既に聞かれているので。

あと、よく見ると回虫症も時々出ていて、ちょっと私も今まで資料を見ていて、昨年もそういえば1匹、2匹出ているんだなと思って、これは子犬じゃないかと思うのですが、猫もですけど、珍しいなと思って。素性は分かりませんよね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 年齢は大体、猫で1か月、4か月の個体。犬で4か月、7か月の個体というところですよ。1頭につきましては、母犬からの感染も考えられるという特記事項が書いてあるのですが、感染源については分かりません。

○中村委員 野良犬とかだったのですかね。いや、日本国内で犬回虫症、回っているんだろうなと思いつつ、そのデータがないので、このデータを改めて見直して、あれって、思ったので聞いたのですけど。

○貞升座長 高藤先生、すみません。ご指名で申し訳ありません。臨床上、犬回虫症とか猫回虫症というのは、先生から見てどういうふうにお考えでしょうか。

○高藤委員 犬回虫、猫回虫、決して珍しいことでは全くなくて、僕の地域は比較的室内飼いで、犬も猫も予防を、ノミとかダニとかフィラリアの予防薬で回虫は駆虫できてしまうので、今、極めて東京では珍しくなったのですが、外で飼っている子、外の猫さんだとか、外で飼われていて予防をしていないわんちゃんから出るということは日常的にあることで、決して珍しいことではありません。ただ、予防薬の発展によって極めて珍しくなった。僕が獣医になった頃、20年以上前は、もう一般的に便検査をすれば回虫卵が見つかるという状況でした。少し減ってきているとは思いますが。

○貞升座長 ありがとうございます。

中村先生、よろしいですか。

○中村委員 ありがとうございます。ちょっとそういう認識がなくて。犬猫が回虫を持っていても人に直接害はないことがほとんどなのですが、いや、ちょっと改めてデータを見て、面白いなと思って、質問させていただきました。ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

SFTSに関して、研究科から何かご意見はございますか。

○健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科長 こちらにお示ししたとおりでして、これまでのところ、陽性例は得られておりません。

○貞升座長 というところで、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、先に進めさせていただきます。次、よろしくをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、資料3、令和7年度動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査結果について、こちらは城南島出張所長の藤澤よりご説明いたします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 それでは、令和7年度動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査結果について、ご説明します。資料3をご覧ください。

1、犬と猫の寄生虫調査について。令和7年4月から令和8年1月までに犬5頭延べ検体数5、猫25頭延べ検体数34の直接法、浮遊法による糞便検査と、犬5頭、猫11頭の解剖検査による虫体確認を行いました。なお、動物愛護相談センターで虫卵や虫体の同定が困難な場合は、健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科寄生虫研究室に同定の協力を依頼することとしております。

(4) 結果です。①糞便検査では、全ての検体から虫卵などは検出されませんでした。②解剖検査では、猫1頭から猫条虫が検出されました。

続きまして、2、犬及び猫のSFTSウイルス遺伝子モニタリング調査についてです。令和7年4月から令和8年1月までに、犬及び猫の口腔拭い液、犬1頭、猫44頭から検体採取し、健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科においてリアルタイムPCRによる検査を行いました。全ての検体でSFTSウイルスは検出されませんでした。

した。

以上になります。

○貞升座長 ありがとうございます。

資料3のご説明でございました。犬と猫の糞便の検査、回虫、イソスポラ属の条虫等の検査で、猫の条虫が解剖事例から1頭出ているというようなご報告でした。そのほか、SFTSの検査をして全て陰性ということでございますが、ご質問、コメント等がございますでしょうか。

1点、差し支えなければ教えていただきたいのですが、犬の解剖はなかなか、あんまりやられないと思うのですが、この5頭はとても弱っていたとか、何か状況があったのでしょうか。差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 対象とした犬なのですがすけれども、譲渡が難しいということで致死処分せざるを得ないようなものを致死処分ということで検体に供しているのですがすけれども、症状としては、それなりにあったものもあれば、ないものもあるというところです。

○貞升座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問、コメント等、ございますでしょうか。

鈴木先生、どうぞ。

○鈴木委員 ちょっと次の資料の先取りにもなるのですが、5頭というのは、この狂犬病調査の5頭とは別、両方5頭ですが、別の動物ということですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 いえ、犬の致死処分にせざるを得ないような頭数というのは、東京都ではとても減っていて、この致死処分の5頭は、狂犬病検査の5頭とほぼ同じです。

○鈴木委員 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○貞升座長 いかがでしょうか。そのほか、ご質問、コメント等がございますでしょうか。

このSFTSに供した猫の検体に関しては、これは症状がある猫もない猫も含んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 令和7年度の検査対象は、検体は、負傷動物で、こちらも予後がよろしくなくて譲渡にできない猫たちなので、この部分に関してはほとんどのものが衰弱、脱水、いろんな症状を持っています。

○貞升座長 そういった意味では、東京都で把握できる、先ほどの例もそうなのですが、動物愛護相談センターの中で調子が悪い猫を調べてみた結果、SFTSウイルスを持っているのは1頭もいなかったというようなことは言えるというところよろしいのですかね。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 はい。SFTSの検査対象は、全く健康なものというのはほぼないと思っていただいて大丈夫です。

○貞升座長 そういう意味では、ほとんどないのか、どこかにいるのかもしれないけど、

収容されていないという状況なのではないでしょうか。

いかがでしょうか。ほかに、ご質問、コメント等はございますでしょうか。

また後ほどでも構いませんので、では、先に進めたいと思います。

それでは次、よろしくお願ひします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、資料4の令和7年度狂犬病調査結果をご覧いただければと思います。今年度も厚生労働省の実施要領に基づきまして、都内の犬と野生動物を対象とした調査を実施しております。今年度は犬につきましてはC群を5頭、野生動物についてはB群のタヌキ2頭を検査しています。分類の詳細は資料をご確認ください。

次のページに移っていただきまして、2の調査実施機関ですが、犬につきましては、脳からの検体採取は動物愛護相談センターで行い、健康安全研究センターで遺伝子検査を行っています。野生動物につきましては、検体採取から遺伝子検査、抗原検査を健康安全研究センター、当課、動物愛護相談センターの3者で実施しています。野生動物の検体自体は環境局からの提供となっております。

3の調査結果ですが、表1のとおり、いずれも陰性となっております。

以上が今年度の結果でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

狂犬病の調査結果でございました。厚労省の通知に基づいた検査ということで、脳検体の蛍光抗体法とRT-PCRの結果、どちらも陰性というところでございますが、ご質問、コメント等はございますでしょうか。いかがですか。

これ、全然関係ない話なのですが、こう傷事件というのは都内で起きているのですか。犬のこう傷事件みたいなものは。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうですね。動物によるそういったこう傷事故が起きた場合、こう傷事故の発生届というのを飼い主の方から出していただく必要がございます。

○動物愛護管理専門課長 こう傷事故の届出が、特別区内ですと保健所のほうに犬の場合は届出が来まして、多摩地域の場合は動物愛護相談センター、それから八王子、町田はそれぞれの保健所に提出されるという形になります。今、その届出の数は、残念ながら実は増えつつあります。

○貞升座長 え、そうなのですか。

○動物愛護管理専門課長 問題視しているところ、課題と思っています。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 届出の件数は昨年度1年間で629件でした。

○貞升座長 都内で600ですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 都内全部です。令和4年度、5年度、6年度と、476件、530件、629件と右肩上がりです上がっています。

○貞升座長 1日、1例から2例起きている。ただ、観察期間内に犬は死んでいないとい

うことですよ。

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。
- 貞升座長 死ねばカテゴリーはA群になるということですよ。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。事故発生届の中で、こういった状況で事故が発生したかというのもお届けいただくのですけれども、大体がリードで運動中に近くを通った方をかんでしまう。なので、散歩時に擦れ違ったときにかまれてしまったというような事例が多いというような状況になっております。
- 貞升座長 ありがとうございます。大変、勉強になりました。ありがとうございます。
- 中村委員 その届出は、獣医師からですか、医療機関からですか。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 飼い主から保健所ですとか動物愛護相談センターに出していただいて、飼い主は、その犬について狂犬病の疑いがないかどうかの検診を受けるという流れになります。
- 中村委員 国内でかまれて狂犬病が心配という方が、年に1例あるか2例あるかぐらいは、病院、医療機関、私たちのところにもあるのですが、飼い主さんが保健所に届けているというのは全く知らなくて、国内で飼っていて、狂犬病のワクチンを毎年受けていたら大丈夫ですよって、そのかまれた傷の処置だけしてお帰りいただくことが多いのですが、そこはちょっとすみません、私も結びついていなくて、やっぱりズーノーシスを扱う以上、動物側の調査の結果と人の結果もどこかリンクをさせなきゃいけないなと思っていて、何かその方策、前回も私はもしかしたら言ったかもしれないですけど、やっぱりどこかですり合わせないと、動物は動物だけとか、人は人だけとか。人の臨床医も、動物の情報がないと、確かにどのぐらいその病気を考えなきゃいけないかという情報がないと難しいので、やっぱりすり合わせとか情報発信が今後要るかなと思いました。ありがとうございます。勉強になりました。
- 貞升座長 実際、かまれた後、狂犬病というのはなかなかないと思いますけど、カブノサイトファーガとか、SFTSもそうですし、猫ひっかき病もそうですけど、そういったものの母体となる重要な数値ということで中村先生は多分おっしゃっていると思うので、また引き続きよろしくお願いします。大変勉強になりました。
ほかにいかがでしょうか。ご質問、コメント等はございますでしょうか。
- 鈴木委員 今のお話についてなのですが、その600件とかあるというのは、やっぱり届け出られるというのは、基本的に自分の犬が誰かほかの人をかんでしまったというケース。自分の、飼い主なり家族なりがかまれてしまって届け出るというケースもあるのですか。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。ご自身のご家庭でというパターンもございます。
- 鈴木委員 なるほど、ありがとうございます。
- 貞升座長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。ご質問、コメント等はございますでしょうか。

それでは、次に分析と評価に向けた検討ということで、これは全部まとめてというところですかね。今までのデータの解析を含めまして、中間報告ではございますが、何かございますでしょうか。

一つ、すみません。ちょっと質問をし忘れたのですが、先ほどの動物園のところでは東京都のポスターをとという話があるのですが、これは、東京都の都内の動物園にかなり配られているという感じなのでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 今回の動物園に貼っていただいていたのは東京都のポスターではなかったのですけれども、調査で伺ったときにお渡しをしてきたところではございます。

○貞升座長 もし在庫があるのだったら新たに配るのもいいかなって、ちょっと勝手に思っています。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。

○貞升座長 いかがでしょうか。

先生、どうぞ。

○中村委員 資料2ですかね。動物病院で病原体を調べたというやつがあって、猫でトキソプラズマも対象にされていたと思うのですが、トキソプラズマ、ずっと出ていなくて、そして世界的にもというか、やっぱり猫はそんなに人への感染のリスクにはならなくて、生肉を食べたりとかというほうが、最近は何かカキとかそういうのも濃縮されて持っているなんていう話もあったりとか、ほかの哺乳類もトキソプラズマを持っていて、その哺乳類がほかの人へ感染するかどうかは別として、いずれにしろ、食品媒介寄生虫症の要素も強くて、ちょっとトキソプラズマを猫で調べるのは、費用をかけるのはどうかというのものもあるのと、あと、そういう食品関係で、食品関係だとどうしてもO-157とか、出血性大腸菌とかになっちゃうかもしれないのですが、トキソプラズマはやっていないのかな。あれば、何かデータをお互いに、それこそ共有してもいいのかなとちょっと思ったので聞かせていただいたのですが、いかがですかね。多分、ほかの委員会とか、研究のあれはないかもしれないですが。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 まずトキソプラズマの、前も恐らく、オーシストが出る期間がなかなか短いみたいなお話があったりというところもありますけど、やはり一般的に猫だとトキソプラズマの原因になりやすいというような、一般の方に対してはそういう情報がやっぱりまだ広がっているところもある中で、こういった形でゼロというのをお出しするのも一定の意味があるのかなと考えているところではあります。

あとは食品のトキソプラズマの検査情報は、こちらで今現在、持ち合わせておりません。

○貞升座長 その辺の情報、何かお持ちの方はいらっしゃいますか。あんまり出ているという情報は、確かにそちらのほうも聞かないのですが、恐らく、猫はトキソプラズ

マの終宿主ですよ。ですから、そこを押さえるのが一番いいのかなという単純な発想だと思うのですが。何年前に、東日本のところで鯨の生食を食べてトキソプラズマ疑いというのが、感染研のIASRにもたしか載っていたと思うのですが、やはり、先ほど中村先生のほうからカキという話も出ましたが、海にいる動物もなぜか持っているところがあって、ライフサイクルはどう回っており、終宿主は何なのか、とても疑問です。なので、トキソプラズマは、もう昔の病気ではあるのですが、私も個人的にすごい興味があるところです。ただ、終宿主が他に何かいるのかというと、猫しか多分いないので、猫を押さえているのが一番いいのだと思う概念で、多分、検査をされていると思います。残念なことに、実際には、多分、トキソの抗体検査の試薬もあんまり売ってないんですよ。

○中村委員 そうですね。人の診断もすごく苦勞するのと、どうしても私たちが診るのは、先天性か新生児の症例なので、熱帯病治療薬研究班というところが、そのトキソプラズマの治療薬を特定臨床研究でやっているのですが、症例はそれなりにあるんですよ。それなりって、100も200もないですけど、幾つかやっぱり登録されているので。猫もちろん大事で、土いじりしていませんかとか聞きますけど、多分、大多数はやっぱり生肉を食べましたというのが聞き取れることが多くて、やっぱり食肉なんだろうなって、正直、思っているんですけど。

○貞升座長 この辺、高藤先生、鈴木先生、いかがでしょうか。ご意見等はございますでしょうか。コメントがもしありましたら、よろしくお願いします。

○高藤委員 僕は臨床医として、やっぱり猫がちょっと悪者になっているなど。オーシストを排出するのって一、二週間の間で、猫から感染するという事は、そうそうないんだろうなと思いつつ、調査としてはやはり必要なことなのかなと。僕も昔に、山口県で保護した猫で1件、神経症状が出たトキソの子猫を診たことはあるのですが、それだけです。

○貞升座長 ありがとうございます。

鈴木先生、もし何かコメントがあれば、よろしくお願いします。

○鈴木委員 特段、私からということではないのですが、やっぱり少し前だと、今もそうかもしれませんが、例えば砂場に猫を入れないようにというのは、まさにこれが念頭にあつてということがあつたと思うのですが、そういうところで、もしそれが過剰に受け取られているということであると、やっぱりそういうことがすごく広まっているということも、何ていうんですか、そういう意識を皆さんが持つというところの一つの理由にはなっているのかなと思うのですが。ただ、それが、例えば砂場に猫を入れないようにするというのが、トキソプラズマだけのことではないかもしれないので、そのリスクというのは総合的に考えなきゃいけないのだと思うのですが、一つ、象徴的なことは、そういう対策が一般的に取られることが多いというのは、一般の皆様が念頭にあるのかなと思うんですけど。

○貞升座長 ありがとうございます。恐らく、昔の教科書的なものとかもかなり変わってきていて、すみません、思い出しました。鯨の関係は、サルコシステイスと、あとはトキソプラズマ様のものがあるって、今までは捕鯨に関してはなかなか採れなくて、採っちゃいけなかったんですけど、国際捕鯨委員会から脱退したということがあって、採れた鯨を生で食べたことがあって、サルコシステイスとトキソプラズマ感染の疑いだったと思います。ただ、トキソプラズマの抗体検査がなかったので、確定ができなかったという内容であったと思います。それで、鯨のお肉からはトキソプラズマが出てきたんですけど、じゃあ、ライフサイクルがどう回っているのかというのが、非常に疑問視されました。豚の肝臓とか豚の肉というのは、多分しっかりと検査をされているので問題はないですが、やはり肉といっても、いろんな、我々がまだ見ていないところがあるかもしれないというのが、ちょっと個人的に感じます。

この件、あるいはそのほかでも構わないのですが、コメントがある方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

○高藤委員 お願いします。そこと同じセクションだったのですが、犬のブルセラについても、一般の動物病院で出るものなのかなという感じがしております。ブリーダーさんとか、そういうところでは、今、室内飼育がほとんどという状況で、調査ですから、大事なこと、人にも感染しますし大事だとは思いますが、これもどうかなって。僕はブルセラを見たことはないです。聞いたことも、いろいろ研究会なんかでやるんですが、あまりブルセラが出たって東京で聞いたこともないので。東京の開業の病院で出るか、どうかなともちょっと思います。

○貞升座長 ありがとうございます。

ブルセラ症に関しまして、ご質問、コメント等はございますでしょうか。

どうぞ。

○鈴木委員 私も実際、発生の数というのは何とも言えないのですが、やっぱりブリーダーさんではそれなりの発生が、今年度も他の県とかでは実際に発生して、人にうつったという例もあります。リスクは、ハイリスクの人がある部分に限定しているかもしれませんが、あるとは思いますが。抗体保有率も、まだ多分、1から3%ぐらいあるので。ただ、その抗体保有率があるということと、まさに先ほど来、いろんな感染症で話に出ている、人にそれが直ちにリスクがあるかどうかというところは、また別の話ではあると思います。ただ、極めて少数な例かもしれませんが、実際にブリーダーさんがブリードした犬の流産に立ち会って感染したというケースは、今年度も報告はありますね。

○貞升座長 ちなみにそれは、関東近県とか、あるいは。

○鈴木委員 報告が上がっているのですが、特段伏せる必要はないと思いますので、今年度の場合は、愛知県ですね。

○貞升座長 愛知県ですか。ありがとうございます。地域差もひょっとするとあるのかも

しれないですかね。ただ、ゼロではないけど、たまにあるというところがあって、たまに人の事例が報告されるというところでございましょうか。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

また後ほどでも構いませんので、では、事務局はただいまの検討内容を踏まえていただいて、調査結果の取りまとめやホームページへの掲載等の対応をよろしく願いいたします。

それでは、議題の2に移りたいと思います。

令和8年度動物由来感染症調査計画について、1から4までの事項について事務局からご説明をよろしく願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、令和8年度、来年度の各事業についてご説明いたします。まず資料5をご覧くださいと思います。

令和8年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査計画について、ご説明をいたします。

最初のページには、販売業と展示業についてまとめて記載をしております。来年度につきましても、動物取扱業者への自主管理導入の推進を目的としまして、第一種動物取扱業の「販売」と「展示」の登録施設を対象に調査を実施いたします。

次のページ以降で詳細を記載しておりますが、販売業につきましても、今年度と同様の調査計画として、経時的な変化を迫える内容としております。

展示業につきましても、平成23年度から今年度にかけて、主に屋外でふれあい展示を行う動物園等を対象とした病原体保有状況調査を実施しまして、その結果に基づいて事業者への助言、指導を行ってまいりました。この調査により蓄積したデータ等を基に、来年度につきましても、不特定多数の利用者が屋内施設でより身近に動物と触れ合う動物カフェ等を対象として、施設内のふき取り検査による衛生管理調査を予定しております。

まず次のページ、別紙1の販売業における計画をご覧くださいと思います。

2番、対象業者としまして、都内の販売業者8施設程度について、3番、対象動物及び検体としまして、犬猫の糞便と被毛を1施設当たり5から10検体、合計で40から80検体を予定としております。本年度までは1施設当たり10検体としておりまして、対象施設が取扱動物の多い施設に限られておりました。次年度計画では、検体数に幅を持たせることで、より多くの施設を対象としたいと考えております。

実施期間、検査項目、検査方法等は資料に記載のとおりで、検査項目につきましても今年度と変更はございません。

次のページに移っていただきまして、10番の陽性検体検出時の対応をご覧ください。検査で陽性が出た場合は、事業者に対しまして、利用客への注意喚起ですとか飼養施設の洗浄・消毒、従業員の健康観察等を指導いたします。動物につきましても、動物病院への受診を指示するとともに、再検査についても希望があれば東京都で行うことをご案

内いたします。指導の際には、必要に応じて健康安全研究センターから細菌などの病原性などについてご助言いただきながら指導を行います。

次のページに移っていただきまして、検査結果の取扱いについてですが、検討会の場で報告するとともに、リーフレットですとかホームページなどを利用して、動物取扱業者に対する情報提供を行います。

次に、次のページの別紙2、展示業についてです。屋内施設におきまして、不特定多数の利用客が動物とのふれあいを行う、いわゆる動物カフェ等におきまして、動物を取り扱うことによる動物由来感染症病原体の汚染実態を把握するために、施設のふき取り調査を実施いたします。

2番、調査対象施設についてです。これまでの調査で、病原体の保有状況を把握している、犬、猫、また、動物園で実施しました病原体保有実態調査で検出率が高かった動物種、反芻動物または豚を含む動物を取り扱う動物カフェ等を対象といたします。汚染源を限定する目的から、食品の取扱いがある施設は除きまして、来年度につきましては、1から2施設で実施する予定としております。

3番、対象検体及び検体数は、1施設当たり10検体程度としまして、飼養施設や飼養施設内のふれあいスペースにおきまして、動物、従業員または利用客がよく触れる箇所を中心に動物愛護相談センターの職員がふき取りを実施いたします。

4番、検査項目及び検査方法ですが、実施施設に対しましては、ふき取り調査のほかに、施設の衛生管理方法ですとか利用客への手洗い等の案内状況などについて、聞き取り調査を併せて実施いたします。

その他の検査項目や検査方法等につきましては、資料にお示ししたとおりです。

次のページに移りまして、8番、陽性検体検出時の対応といたしましては、事業者に対して、飼養施設及びふれあいスペースの洗浄・消毒、利用客への衛生上の注意喚起徹底について指導いたします。また、動物の健康状態に異常があれば、かかりつけの動物病院への受診ですとか、獣医師の判断による措置の実施を助言し、必要に応じて、感染拡大防止のために治療及び隔離を指導いたします。

動物取扱業に関する説明は以上となります。

続きまして、資料6、令和8年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業計画について説明いたします。

こちらにつきましては、引き続きモニタリング調査とサンプリング調査の実施をしていく予定としております。モニタリング調査の対象は、今年度と同様の予定です。

次のページに移っていただきまして、サンプリング調査についてですが、引き続き、大腸菌とSFTSの調査を実施いたします。検査対象のSFTSですが、来年度も各動物病院へは、可能な範囲で外飼いの猫を対象とする旨をお願いする予定です。

実施期間についてなのですが、犬、猫でのSFTSの発生状況を確認したところ、人と異なりまして、春にピークがあり、また、秋に増加傾向が確認できるものの、

発生は年間を通じて認められることから、今年度と同様に9月から11月まで、各病院でひと月に1検体ずつを予定しております。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

令和8年度の第一種動物取扱業における動物由来感染症調査計画ということで資料5、それから動物由来感染症モニタリング事業計画ということで資料6の説明でございました。

この件に関しまして、ご質問、コメント等はございますでしょうか。

中村先生、どうぞ。

○中村委員 資料5の展示ですね。第一種動物取扱業（種別「展示」）における動物由来感染症調査計画というところで、屋内での動物カフェを入れるというのはすごくいいなと思いました。ただ、やっぱり、犬、猫、あと何ですかね。いろんな動物が今触れ合えるじゃないですか。いろんな動物に手を出すと大変だと思うのですが、基本、犬、猫、豚ぐらいまでという感じですかね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうですね。やっぱりまずは出やすいものと、何が出るかが分かっているものを対象として、ふき取り検体の検査項目を確定して、状況をまずは把握するというのを考えているところです。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

ふき取り検体をやるとということなのですが、これ、結構、大変じゃないかなと思っていて、ふき取り方もですけど、あと特に飼養施設のケージ内だと、いろんな菌が生えてくると思うのですよ。例えば私たち、病院の中で、ある病棟で、耐性菌の患者さんが出ました。2例出たらもう環境調査とかもやることあるのですが、それも耐性菌と分かっているので、その耐性菌だけを生やすような選択培地というのをを使ってやっているの、コロニーをピックアップする作業はそんなに大変じゃないのですが、これ、サルモネラ属菌とか大腸菌群だと、たくさんコロニーが、特にこういうケージの中だと生えてきて、検査される方、すごい大変じゃないかなと思ったのですが。

○貞升座長 この件、研究科のほうからどうぞ。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 まず選択性に関しては、そもそもが食中毒の検査というのでふき取り検査を健安研ではこれまでもずっと、今も行っていきますので、それを参考に行いまして、大腸菌にせよ、サルモネラにせよ、まずは増菌とともに選択性のある培地で増やすということを念頭に置いています。もう一つは、分離まで完全にやることは、今の段階では、そこまでは予定していません。次年度に関しては、遺伝子検査法で特異的にPCRで引っかけるというような調査を行う予定です。

○中村委員 ありがとうございます。

あとはドアノブとか、人がよく触れる箇所は、それはその動物由来なのか、もしかしたら人由来なのかというのは見分けられないと思うのですが、もちろんそういう

ドアノブから出てきちゃったら、やっぱり施設の衛生状態、ちゃんとしなさいという指導にはつながると思うのですが、そこは逆にあんまり出ないんじゃないかなと思ったりもして、大変だと思いますけど、興味深い調査だと思います。ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ちなみにこれ、動物カフェというのは、飲食業ではないんですよね。飲食はできるんですけど。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 動物カフェというのは、一般名称にはなるのですが、動物取扱業の展示というのを対象としている中で、もし飲食物を扱っている場合は、場合によって食品衛生法で許可ですとか届出が必要というものになります。今回は、食品を扱っていますと汚染源がさらに複雑になってしまうので、そういった施設は対象外とすることを考えております。食品衛生法の許可、届出が不要な行為、例えばペットボトルだけ提供とか、スナック菓子、袋菓子だけ提供とかというところを対象にするというようなことで考えているところです。

○貞升座長 売ってはいないということですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 売っている場合もありますし、全く取り扱っていない場合もあるというところです。

○貞升座長 自己責任で食べるような場所というところですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 基本は、そこのお店として販売はしていないという。販売していたとしても、食品衛生上の危害が想定されづらいペットボトルですとか袋菓子レベルのものということになります。

○貞升座長 ありがとうございます。よく分かりました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、次、よろしくをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 次は資料7をご覧くださいければと思います。令和8年度動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査計画（案）につきまして、城南島出張所長の藤澤よりご説明いたします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 令和8年度動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査計画についてご説明いたします。

2番、調査項目は、令和7年度に実施した調査の継続となります。

(1) 犬及び猫の寄生虫調査については、調査規模、方法を令和7年度と同様にして、継続的に感染状況の把握を行っていく予定です。

(2) 犬及び猫のSFTSウイルス遺伝子モニタリング調査につきましても、令和7年度同様に調査を継続する予定ですが、猫の調査規模を令和6年度及び令和7年度の実績を踏まえて、予定規模よりもちょっと多く検体を採取できたという現場の状況もありまして、50から70に増やしています。

4番、調査結果につきましては、動物愛護相談センターの調査研究発表会及び東京都動物由来感染症検討会に報告し、内容を精査した後に、都民や動物取扱業者を対象とした普及啓発材料として活用する予定としております。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

来年度の動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査計画のご説明でございました。

ご質問、コメント等はございますでしょうか。いかがでしょうか。

どうぞ。

○中村委員 SFTSの調査ですけど、今年度もゼロということで、それはそれでよかったんですけど、結果を出すときに、何月に何頭検査したとかという資料を出していただけるといいのかなと思っています。というのは、先ほどの調査でも、ダニの活動期に患者さんは多いけど、通年出ているから通年調査をやりますというのもあったのですが、こちらも通年の調査でいいとは思いますが、調査対象になった猫が、例えば真冬だけとなると、本当にSFTSの状況を反映しているのかというようにもなるので、調査した月も一緒に併せて報告いただけると、ちょっと傾向も見えるかなと思いました。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 ありがとうございます。

○貞升座長 ほか、いかがでしょうか。

ちなみに、犬あるいは猫で、ダニがついているような個体というのはどのぐらいいるのですかね。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 令和7年度は1頭もいませんでした。

○貞升座長 明らかに外で動いているけども、ダニはついていないというような状況ですかね。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 そうですね、はい。外で保護されたり収容されたりしているものが対象なんですけど、ダニは認めていないです。

○貞升座長 ありがとうございます。

前回、高藤先生からのご発言があって、そのときもあまりダニがついていないというようなお話がたしかあったと思うのですが、なかなかやっぱり、東京は少し違うのですかね。関東近県でSFTSの感染の動物とか人とか出ていますが、なかなかちょっと違うような感じがします。

ほか、いかがでしょうか。

○高藤委員 今のそのダニについて。僕が思っているのは、予防をしているからダニがついていないだけで、予防をしていないわんちゃんなんかうちの近所の山の、森のあるような公園に夏場行くと、ほぼ間違いなくダニをつけてくるのですね。大量につけてきます。うちは神奈川との境なので、相模川のほうとか、そっちに予防していない子が行くと、ほぼ間違いなくつけているので、予防が浸透しているからついていない。たまた

ま保護されたわんちゃんについていないというだけであって、飼い犬ですね。猫は珍しいのですけれども、飼い犬の場合は、予防していなければ、たくさんダニがいるようなところに行けば、もうほぼつけてくるなという印象ですね。

○貞升座長 予防というのは、ダニがつかないような薬をつけているところなのでしょうか。

○高藤委員 皮脂腺に入るような塗布する薬もありますが、今、内服のお薬でダニ予防。予防というか、一瞬ついちゃうのですけれども、なので、ダニは実際、血を吸うことになるので、そこからSF T Sがどれくらいのスピードで入ってくるのかとか、そういうところが分からないのですが、ダニは1回つくことになりませぬ。ただ、何時間で落とせるかというのが、恐らく薬の、今いろいろ開発されているところで、極めて短時間でダニを、数時間で落としますよ、みたいな内服のお薬が使われています。

○貞升座長 そうすると、自分のところの飼い犬とかでダニがついたら、獣医さんのところに行かなければ、そのままつき続けるということになるということですかね。

○高藤委員 ダニですから、吸血して落ちてというふうにはなりますが、基本的にダニをつけて来ることになりませぬ。そうすると、お薬を飲んでもらって、これでやっつけてということになります。

○貞升座長 ありがとうございます。大変よく分かりました。
ほかに。どうぞ。

○中村委員 高藤先生、お尋ねしてもいいですか。内服のダニの薬って、イベルメクチンですか。

○高藤委員 イベルメクチンも使うことは多いのですが、今使っているのはいろんな合剤なのですね。ノミ、ダニ、フィラリア、あと消化管内寄生虫をやっつけるようなオールインワンというのが今はやっているので。いろんな薬がミックスされて、CMでもやっているようなお薬になるのですけれども、ひと月に1回食べさせると、オールインワンで感染症をやっつけられるよ、みたいなものが今主流になっています。

○中村委員 ありがとうございます。

あと、先生のところにダニをくっつけてきたわんちゃんとか猫ちゃんのそのダニの種類とかって、先生、見たりしていらっしゃいますか。

○高藤委員 僕、ダニの種類までは専門じゃないので分からないのですが、たまにホルマリンに入れて取っておいてはあるのですけれども、ちょっと種類は分かりません。

○中村委員 ありがとうございます。

であれば、動物病院にダニをくっつけてきた、ダニを集めて、ちょっと都案件でできるかどうか分からないですけど、ダニから病原体を分離するというのもありかもしれないですね。

○貞升座長 ウイルス研究科高橋さん、どうですか。

○健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科主任研究員 ダニの調査自体は可能な

とは思いますが。

- 貞升座長 ちなみに都内のダニの種類として、何か多いのとかはありますか。
- 健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科主任研究員 今、神奈川との境という話が出ましたが、神奈川との境の河川敷辺りですと、フタトゲチマダニが取れると聞いてはいるのですが、やっぱり特別区のエリアに入ってくると、ぐっと生息密度が減ると思います。
- 中村委員 当院医療圏の公園で、キラマダニと思われるマダニに刺された事例が2件ぐらいありました。タカサゴキラはSFTSを媒介するし、西のほうで取れるのも媒介するので、ダニの情報も面白いというか興味深いなというので、動物病院にくっついてくる猫ちゃん、わんちゃんがいるのだったら、ダニを集めるのは事業としてどうですかと思います。でも、今、本当にそこにある危機だし、去年の秋ぐらいに都内で初めて出た犬のSFTSもどこでもらったか分からないんですよね。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい、そうですね。まだちょっと検査体制ですとか、どうやるのかとか、事業にするまでにいろんなハードルがあるかなとは思いますが、いただいたご意見、検討しながらとは思いますが。
- 貞升座長 区の中でやるのはなかなかハードルが厳しいかもしれませんが、犬についての、猫についてのというのは、検討していただきたいと思いますので、またよろしくをお願いします。なかなか難しいところもあるかもしれませんが。

ほか、いかがでしょうか。話していると多分尽きないのですが。ここに出席される皆さんがそう思っているのですが、なかなか難しいところがあって、それでも多分、過去に比べると相当進んでいるわけですよね。それは多分、環境保健衛生課の方々がかなりご尽力されたので、また頑張ってくれると思っております。

ほか、いかがでしょうか。

森田先生、もしよろしければ、SFTSあるいはダニ、あるいはほかのことでも結構ですが、ご発言いただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

- 森田委員 はい、森田です。
管内の医療機関の先生とお話をするときに、ダニにかまれた、ダニをくっつけてきた患者さんを診ることは、比較的ほかの地域よりは多いような話は聞いたことはありまして、ちょっとやっぱり地域性があるって慣れているんだなと思ったことはあります。特段、特別な経験はほかにはしていないのですが、以上です。

- 貞升座長 ありがとうございます。

では、次の計画について、よろしくをお願いします。

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 資料8、令和8年度狂犬病調査計画についてご説明いたします。

狂犬病調査につきましては、例年と同様に行ってまいります。

(2)の調査対象として資料にあるとおり、犬等と野生動物をA群、B群、C群の3

群に分類した上で、（３）の調査規模に応じて検査を実施いたします。A群につきましては、危険度が非常に高いものですので、その都度、緊急に検査を行うこととしております。

次のページに移っていただきまして、３の調査結果の取扱いですけれども、実施要領に基づきまして、結果を厚生労働省に報告いたします。また、本検討会でも実施状況を報告させていただきます。

４番、陽性時の対応ですが、狂犬病と確定診断された場合には、狂犬病予防法に基づく届出ですとか報告、また、国のガイドライン２０１３に準じまして、積極的疫学調査等を行って、清浄化までの対応を行ってまいります。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、何かご意見、コメント等、ご質問等がございますでしょうか。いかがでしょうか。

例年どおりというところですね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。

○貞升座長 確認ですけど、陰性という結果は厚労省にお渡ししているということですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。報告をしております。

○貞升座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいですか。もしあれば、また最後でも構いませんので。

では、事務局はただいまのご検討内容を踏まえまして、調査計画の作成をよろしくお願いたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。

○貞升座長 それでは、事務局からそのほかの報告事項はございますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。

参考資料３をご覧いただければと思います。先ほど、ちらっとお話にも出ましたけれども、昨年１０月に都内で初めて、犬のSFTSの症例が確認されました。都内１例目の報告ということで、注意喚起のために報道発表を行いました。都外滞在歴がありましたけれども、どこで感染したかは不明というところになっております。

続いて参考資料４になります。こちらは、令和７年度動物由来感染症シンポジウムについてとなります。動物愛護推進員、動物の活動を行っているボランティアの方ですとか、動物愛護団体、自治体職員等関係者の方を対象として、ワンヘルスの考え方ですとか、犬・猫由来の人獣共通感染症について、３月末まで講演動画のオンデマンド配信を行っております。

○貞升座長 ありがとうございます。ご質問、コメント等はいかがでしょうか。

高藤先生、すみません、一つお聞きしてもよろしいでしょうか。全体的な流れとちよっと違うかもしれないのですが、近々、参考資料４みたいな形で、SFTSを主題と

した、Webセミナーみたいなものが結構あるのですけれども、一般的な獣医さんというのは、このSFTSに関して、かなり恐れているような雰囲気があるのですが、昨年、実は同窓会で自分の同窓生と会ったときに、かなり恐れている方がいらっしやったのですが、そういったことは先生の肌感覚としていかがでしょうか。結構、ご高齢の獣医さんがお亡くなりになっているというのが、たまに散発的にある状況ですので、よろしくをお願いします。

○高藤委員 非常に恐れていますというか、臨床の中でもWebセミナーがかなり開催されているのと、亡くなっている方とか感染している方は非常に獣医師が多いと。職業病みたいな形になっているので非常に恐れていて、30%亡くなってしまうような病気ですから。また、僕たち、若いスタッフも男性も女性も抱えていることもあって、野良猫で弱っている子たちが来たときにどのような対策を取るか。病院の院長としても、しっかり個人防衛して接するよというよな形を取るよにしています。みんなちょっと警戒しています。

○貞升座長 ありがとうございます。答えにくいお話だったかもしれませんが、ありがとうございます。

1点だけ付け加えますと、例えば診療中に、猫で注意していても、やはりかまれちゃったり引っかかれちゃうということはあり得るところなのではないでしょうか。

○高藤委員 もう十分あり得ますというか、猫ですから、動物ですから、やはり飼い猫でもかまれますし、人間の病院へ行くことはよくあります。犬ももちろんありますし、猫もありますし。

○貞升座長 ありがとうございます。よく分かりました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにもしご意見、ご要望がなければ議題は以上になります。

本日は委員の先生方から様々なご意見、ご要望が出されました。事務局は本日の意見を参考にして、今後の動物由来感染症調査事業を進めていただければと思います。

それでは、本日の検討をこれにて終了させていただき、進行を事務局にお返しします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。

本日は皆様の貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

次回の検討会では、本年度の調査結果について確定したまとめ等をご報告させていただきます。次回の検討会の開催は、来年度の7月から8月頃を予定しております。また日程につきましては、できるだけ早めに事務局より調整させていただきますので、ご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○貞升座長 1点、いいですか。恐らく健康安全研究センターの年報で執筆されたと思いますがいかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 動物取扱業での調査結果について、数年分を定期的に健康安全研究センターの年報にてご報告させていただいているのですけれども、令和

5と6年度の2年分について報告の投稿をさせていただきまして、先日、健康安全研究センターのWebで公開されましたところでは、

そうしましたら、本日の検討会につきましては、こちらで終了とさせていただければと思います。皆様、本当にありがとうございました。

(午後3時28分 閉会)